

豊川市公立保育所 I C Tシステム調達
及びサービス利用（長期継続契約） 仕様書

豊川市 保育課

1. 業務の概要
 - (ア) 概要
 - (イ) 業務名
 - (ウ) 業務期間
 - (エ) 業務場所
 - (オ) 業務内容
 - (カ) 業務スケジュール
2. システム機能要件
3. システム内容
 - (ア) 概要
 - (イ) 機器
 - (ウ) ネットワーク
 - (エ) 機能要件
 - (オ) 帳票要件
 - (カ) その他
4. システム導入
 - (ア) セットアップ・導入フォロー
 - (イ) 操作マニュアル
5. システム運用保守
 - (ア) 運用時間
 - (イ) ヘルプデスク
 - (ウ) セキュリティ対策
 - (エ) システム障害対応
 - (オ) システム保守
 - (カ) システム機器保守
6. 操作研修
7. ハードウェア機器要件
8. 導入作業
 - (ア) 設定作業

- 9. 納品成果物
 - (ア) システム一式
 - (イ) 完成図書
- 10. 情報セキュリティ
- 11. 費用に係る事項
- 12. 留意事項

1. 業務の概要

(ア) 概要

本市内の保育園に対して、保育 ICT システムをそれぞれ導入することにより、保護者・職員など利用時の利便性を向上させる。またシステムを利用した登降園管理の非接触化の推進や保護者アプリでのおたより配信等により、保育園利用における感染症予防対策を行う。

(イ) 業務名

豊川市公立保育所 I C T システム調達及びサービス利用（長期継続契約）

(ウ) 業務期間

システム調達期間：契約締結日の翌日から令和 7 年 1 月 31 日まで

サービス利用期間：令和 7 年 2 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）

保 守 期 間：令和 7 年 2 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）

※1.利用者等への電話等サポートは令和 7 年 1 月 4 日より開始すること。

※2.構築期間に必要なライセンスは受託者側で準備すること。

(エ) 業務場所

別紙 1「履行場所一覧」にて記載

(オ) 業務内容

- ① 保育業務支援システムの導入
- ② 一元窓口による電話等によるサポート
- ③ システム利用に必要な機器の調達及び設定・設置作業
- ④ 研修会の実施
- ⑤ 操作マニュアルの提供など

(カ) 業務スケジュール

8 月中旬契約締結

契約締結日翌日から 12 月中旬 初期設定、園児情報登録支援、保護者及び職員説明、操作研修等

1 月上旬から 保護者登録開始

2 月 1 日から 運用開始

2. システム機能要件

システム導入については、別紙 2「機能要件一覧」の機能を提供できること。

3. システム内容

(ア) 概要

- ① 5園以上の保育所を運営する他の地方公共団体において20団体以上への導入・運用実績（※1）があるシステムであること。
- ② 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーション（以降、保護者アプリ）を提供すること。
- ③ 職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で1年以上の運用実績があること。
- ④ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るASPサービスの形態で提供すること。
- ⑤ 他システムとのAPI連携実績があること。
- ⑥ 個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側に保持すること。ただし、利用者の操作によってダウンロードされたデータは除く。

※1「導入・運用実績」は、別紙2 機能要件一覧に記載の必須機能をすべて満たしたシステムの実績とし、別紙2 機能要件一覧に記載の機能を満たさない提供実績は除くこと。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。

(イ) 機器

- ① システム接続用の機器は、PC及びタブレット端末の利用を想定すること。
- ② 各機器からWebブラウザ（Google Chrome等）によりシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せずに使用できること。
- ③ 以下の動作環境で正常に動作するシステムであること。

【Windows 端末】

OS : Windows10以降及びWindows Server2019以降

CPU : Intel Core-i3 以上メモリ : 8GB 以上

ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge

※少なくともいずれかのブラウザではすべての機能が利用できることとし、対応できないブラウザがある場合は、その制限事項（利用できない機能や制限される内容など）を機能提案書に明記すること。

【iOS 端末】

iPad（第10世代） iOS : 最新版

ブラウザ : safari

(ウ) ネットワーク

- ① 保育所及び保育運営課で利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。
- ② インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

(工) 機能要件

別紙 2「機能要件一覧」の機能を提供できること。

(オ) 帳票要件

- ① 保育園における指導計画・保育日誌等の帳票は受託者決定後に発注者が示す様式をシステム上で再現できること。
- ② 再現する帳票については、受託者決定後に協議して決定するものとする。

(カ) その他

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ② 特定の権限を有する担当課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ③ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

4. システム導入

(ア) セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するに当たり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 契約後、1 週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの全体スケジュールを提案し、本市の承諾を得ること。また必要に応じて WBS ごとに打ち合わせを実施し遅滞なくプロジェクトを進めること
- ③ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、本市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ④ 導入担当者は、20 以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- ⑤ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的 to開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、上記システム導入会議の開催時に、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画または操作デモ動画を提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。
- ⑥ 導入後も、進捗確認や進捗状況に応じたフォロー等を行うこと。

(イ) 操作マニュアル

- ① 運用開始 1 ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）とし

て提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。

- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに更新すること。

5. システム運用保守

(ア) 運用時間

業務期間中 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(イ) ヘルプデスク

- ① 保育園及び原課からの問い合わせに対応する事業者向け受付窓口を設置すること。
- ② 事業者向け受付窓口は固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00~17:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは 24 時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの保育システムサービスの問い合わせに対応する保護者向け連絡窓口を設置すること。
- ⑥ 保護者向け連絡窓口は電子メール等による問い合わせを可能とし、24 時間受付とすること。

(ウ) セキュリティ対策

- ① 受託者及びシステムを提供するメーカーは、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）またはプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- ② IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ③ システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ④ システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ⑤ 利用するウイルス対策ソフト については、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ⑥ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。
- ⑦ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダー

ドにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。

- ⑧ SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。
- ⑨ ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。またユーザ ID ごとに詳細な権限（照会権限／更新権限／印刷・ダウンロード）の設定が可能で、権限に合わせて利用機能の制限やデータの取り扱いが制御されること。
- ⑩ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。

(エ) システム障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ システムを提供するメーカーは管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日 1 回以上保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(オ) システム保守

- ① システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的実施すること。
- ② クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(カ) システム機器保守

本仕様では機器保守は含まないが、以下のことはできること

- ① システムおよび機器の総合保守受付（平日 9 時～17 時）と案内
- ② MDM 運用及び年次更新を行うこと
- ③ 故障修理端末の初期化及び、再設定を MDM 等で実施すること。ただし、オンサイト対応およびメーカー修理手配は含まない
- ④ 再設定後の端末については、動作確認後、指定場所へ郵送にて受け渡しを行う

6. 操作研修

ICT システムについて、以下のとおり研修を実施すること。

- ① 本市と受託者にて協議の上、研修内容及びスケジュールを作成すること。
- ② システムを使用する職員を対象とし、操作方法の取得を目的とした現地研修を本市の指定する場所で実施すること。（指定場所にて 3 回実施すること）
- ③ 研修会を行うための実機やネットワークの準備を含めた環境整備及び現地での対応要員は受託者にて準備すること。
- ④ 研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して本市に提出すること。
- ⑤ 研修の日程及び時間帯は、本市と協議し実施すること。

7. ハードウェア機器要件

各機器の仕様について記載する

(ア) 受付用タブレット端末（登降園打刻用端末） 51 台

- ① 以下の要件相当を備えるものとする。
 - 1. iPad 第 10 世代 Wi-Fi モデル
 - 2. 付属品として充電アダプタを含むこと

(イ) クラス用タブレット端末 210 台

- ① 以下の要件相当を備えるものとする。
 - 1. iPad 第 10 世代 Wi-Fi モデル
 - 2. 付属品として充電アダプタを含むこと

(ウ) 受付打刻用リーダー 51 台

- ① 以下の要件相当を備えるものとする。
 - 1. QR コードが読み込めること
 - 2. iPad に接続し動作できること
 - 3. USB 給電により動作すること
 - 4. 保育システムと連携できること※専用機器を有する場合は業者提案とし、代替機能を有している場合は不要

(エ) 受付用タブレットスタンド（参考型番：UMS-FSGH11B） 51 台

- ① 以下の要件相当を備えるものとする。
 - 1. 受付用タブレット保護カバーを付けた状態で設置可能なこと
 - 2. タブレットを安定して利用可能なこと
 - 3. 保育システムの受付用スタンドとして利用実績のあるもの

(オ) 受付用タブレット充電アダプタ 51 個

- ① 以下の要件相当を備えるものとする。
 - 1. タブレット付属アダプタに準拠※タブレットに充電アダプタが付属している場合は不要

(カ) クラス用タブレット充電アダプタ 210 個

- ① 以下の要件相当を備えるものとする。
 - 1. タブレット付属アダプタに準拠※タブレットに充電アダプタが付属している場合は不要

(キ) タブレット液晶保護フィルム 261 枚

① 以下の要件相当を備えるものとする。

1. 画面を保護できること
2. 画面操作に大きな影響がないこと

※カバー前面に保護フィルター機能を有する場合は不要

(ク) 受付用タブレット保護カバー（参考型番：PDA-IPAD1916） 51 個

① 以下の要件相当を備えるものとする。

1. 耐衝撃・防水用カバーであること
2. IP68 準拠の防水・防塵であること
3. カバーを付けたまま Type-C コネクタ等の接続も可能であること

(ケ) クラス用タブレット保護カバー（参考型番：PDA-IPAD1920BK） 210 個

① 以下の要件相当を備えるものとする。

1. 耐衝撃カバーであること
2. 画面部分も保護できる透明フィルター付きであること
3. ハンドル、スタンド付きであること
4. 着脱可能なショルダーベルト付きであること
5. カバーを付けたまま Type-C コネクタ等の接続も可能であること

(コ) USB-C Digital AV Multiport アダプタ 71 個

① 以下の要件相当を備えるものとする。

1. Apple 純正のアダプタであること
2. 調達するタブレットに接続し利用できること

(サ) タブレット収納保管庫（参考型番：CAI-CAB23） 21 台

① 以下の要件相当を備えるものとする

1. タブレットを最大 20 台まで収納可能であること
2. タブレットは保護カバーを付けたまま収納可能であること
3. 鍵による施錠が可能であること
4. 庫内に充電用タップを取り付け可能であること
5. セキュリティワイヤーを取り付け可能であること
6. キャスター及びアジャスター付きであること

※同等・類似品可

※セキュリティワイヤーの調達は不要である

(シ) 電源タップ（参考型番：TAP-2210-3W） 10 個口 x 37 台相当

① 以下の要件相当を備えるものとする

1. 15A で 1500W まで対応すること
2. ケーブルは 3m 以上あること
3. PSE 適合品であること
4. 保管庫に収納でき、収納台数分のタブレットを充電できること
※同等・類似品可

(ス) MDM(Mobile Device Management) 261 ライセンス

- ① 以下の要件相当を備えるものとする
 1. 50 か月分利用可能なライセンスとする
 2. 50 か月分の費用を含む
iPad で導入実績のある MDM であること
 3. MDM の操作及び管理はクラウド上で行えるものとし、特定の端末は不要であること
 4. 端末のリモートワイプ、リモートロックが遠隔操作可能であること
 5. iPad OS バージョン情報、インストール済アプリケーション情報(バージョンを含む) 等の情報を取得可能であること
 6. iPad OS の最新バージョンに即日対応可能なこと
 7. 提供については ABM (Apple Business Manager) 連携を想定とすること

(セ) クラス用タブレットキーボード 52 台

- ① 以下の要件相当を備えるものとする
 1. キーボードは Bluetooth にて接続されること
 2. キーボードは充電により継続して利用可能なこと
 3. テンキー付きであること
 4. 充電アダプタが必要な場合は含めること

8. 導入作業

(ア) 設定作業

保育業務支援システムを利用できるよう端末の設定を行ったうえで、別紙 3「納入機器一覧」の通り、各保育園に必要数量を納品すること。

- ① MDM を利用しタブレット端末の初期設定を行うこと。また、機能制限などの設定も行うこと。ただし、MDM の利用に必要な ABM (Apple Business Manager) の申請・登録については、本市で実施する。
- ② あいち情報セキュリティクラウドを利用するために証明書をタブレット端末にインストールすること。
- ③ アプリケーションのインストールや設定内容については、本市と別途調整すること。
- ④ ネットワークについては、本市が用意した Wi-Fi 環境に接続すること。

9. 納品成果物

(ア) システム一式

- ① 保育 ICT システム一式
 - 1. 保育向けサービス
 - 2. 受付用タブレット一式
 - 3. クラス用タブレット一式

(イ) 完成図書：ファイリングしたものを1部及び電子媒体（DVD-R等）を1枚

- ① シリアル番号管理表
- ② 機器設定表
- ③ 施行写真（作業前、作業後の写真）
- ④ 操作マニュアル
- ⑤ 保守手引き（故障対応一元窓口案内）

10. 情報セキュリティ

(ア) 事業者は、本事業において知りえた一切の情報等について、本業務終了後においてもその機密を保持するものとし、本市に無断で公開または第三者へ提供もしくは漏洩してはならない。

(イ) 事業者は、豊川市情報セキュリティ特記仕様書を遵守すること。

11. 費用に係る事項

(ア) システムの利用及び保守に関する費用については、利用端末数やクラス数、職員数等が増加しても追加の費用が発生しないこと。

(イ) システム調達業務に関する費用の支払いについては、調達完了後の請求に基づき行うものとする。

(ウ) サービス利用及び保守に関する費用の支払いについては、利用月の翌月の請求に基づき行うものとする。

(エ) システム本稼働後の利用料は、年度ごとに平準化した支払いを行うことを前提とする。

12. 留意事項

- (ア) 本仕様に疑義が生じた場合は、本市及び受託者協議の上決定する。
- (イ) 機器の製造中止等のやむを得ない事情により、仕様書や設計書等の仕様の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (ウ) 受託者は、本業務に際して、本市から提供された情報の漏洩流失には特に留意し管理すること。万一、情報の漏洩流失が発生した場合は、速やかに報告するとともに、経緯と責任所在を明確にし、誠意を持って対応を図ること。
- (エ) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供しないこと。本業務に際して、本市から提供した情報を下請負者等に渡す場合は、会社名、組織名、情報管理者名を提出し本市の承認を得ること。

別紙 1 履行場所一覧

R6.4.1 現在

	施設名	住所	定員
1	国府保育園	国府町の場15の1	160人
2	牛久保保育園	塔ノ木町1丁目45の1	130人
3	下長山保育園	弥生町1丁目13	140人
4	御油保育園	御油町河原畑26の25	170人
5	八南保育園	野口町花ノ木40	142人
6	為当保育園(別棟1棟含む)	為当町寺下28の3	130人
7	御油第二保育園	御油町東沢35	110人
8	一宮保育園	一宮町栄 3	150人
9	大和保育園	豊津町割田 5 6	80人
10	一宮東部保育園	上長山町宝川 1	100人
11	東上保育園	東上町井谷沢83	50人
12	大木保育園	大木町荒屋435	170人
13	萩保育園	萩町岩田16-1	40人
14	赤坂台保育園	赤坂台1614	70人
15	御津西部保育園	御津町大草大森96	90人
16	御津南部保育園	御津町御馬西16	90人
17	御津北部保育園	御津町広石神子田3-1	100人
18	小坂井東保育園	宿町光道寺41	140人
19	小坂井中保育園	小坂井町野地17	100人
20	音羽保育園	長沢町向谷93-1	140人